

預金保険法第80条に基づく報告書（補遺）

平成14年3月11日

春江信用組合

一 はじめに

春江信用組合（以下「当組合」といいます。）は、平成13年5月25日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行いました。

これを受けて平成13年5月25日、金融庁長官より、預金保険法第74条第1項第2号に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」といいます。）を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき、当組合が「管理を命ずる処分」を受ける状況に至った経緯等につき調査し、平成13年9月27日に報告書を提出いたしました。

なお、本報告書は、預金保険法第83条に基づく旧経営陣に対する刑事上・民事上のあらゆる責任を明確にするため実施した調査について、上記報告書の補遺として提出するものであります。

二 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

1 はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事またはこれらの役職にあった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人2名（内、弁護士1名）、公認会計士1名および職員2名を委員とし、事務局に金融整理管財人補佐人1名を充て「経営責任調査委員会」を設置し、必要に応じて預金保険機構、その他の関係機関との連携、協議並びに情報交換を通じて法的責任追及のため慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日までの状況について報告します。

2 刑事責任追及について

当組合の破綻時以前において刑事訴追の可能な時効期間内である概ね10年間に在任した歴代理事長その他の理事・監事等に関して、業務上横領、特別背任その他刑罰法令の構成要件該当性を有する違法・有責な犯罪行為があるか否

かについて、監督官庁の検査結果、指摘事項、融資関係資料と会計帳簿等を精査し、これに加えて融資担当職員から事情聴取を行うなどして慎重に検討を行ってまいりましたが、現在まで刑事上の告訴、告発を要する事案に該当する事象を発見するには至っておりません。

3 民事責任追及について

(1) 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

金融整理管財人は、主として実質破綻先および破綻先に対する延滞債権について、理事会議事録、融資申込書、稟議書、担保徴求に関する資料、返済履歴、元利金の延滞状況等を1件毎に精査し、融資審査の過程と融資時点における融資先の利益計画、返済計画の裏付け資料等をフィード・バックする方法で、旧経営陣において、十分な融資審査を尽くしたか否か、法令、定款、融資審査規定等に違背する違法行為が認められる事実の有無について調査・検討を行うと共に、投資有価証券の運用についても調査対象にしました。

(2) 調査結果

当組合の融資案件については、大口融資案件について、審査会の審理を経由すべきものと規定されていますが、大多数の案件は理事長決裁とされているところ、歴代の理事長は、理事、監事等に対し、業務の執行や融資状況について定期的に理事会を開催して報告していなかったもので、一般の理事・監事らにおいて、監視機能を果たすために必要な説明責任も尽されず、情報開示が不十分でありました。融資申込みに対する審査にあたっては、総じて融資申込先の意向を聴取するのみで、その事業計画、資金使途、返済計画等について客観的で合理的な証拠書類は具備されていないので、到底必要かつ十分な審査を尽したものということとはできず、かつ、担保不動産の評価について適正妥当な調査をなすことなく、担保価値を上回る融資をした結果延滞に陥り、不良債権化した案件も見受けられます。

このような経営体質の下で、融資先の申出に従ってたやすく条件変更に

応じたりして、当初の融資条件である返済期限や返済期間が延引し不良債権が次第に累積するに至りました。

また投資有価証券の取得について、理事会決議を経由しないまま、元理事長らの意向によって購入せられ、その後の運用に関しても、理事会にこれらの管理並びに処分方法を諮って、適宜な処分方法を選択する等の措置をとった形跡も見当たらず、結果として多額の含み損を抱える状況に至りました。

(3) 調査結果に基づく検討

以上のとおり、旧経営陣の任務懈怠により、中小企業等協同組合法第38条の2に基づく損害賠償責任について調査を行ってまいりましたが現在までのところ、故意又は重大な過失を立証するに足る証拠を見い出すことはできず、旧経営陣に対する損害賠償責任を問い得る案件は発見されてはいません。

4 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

今後は、当職らの調査資料を株式会社整理回収機構に引継ぎして、旧経営陣に対する損害賠償責任追及の余地が残されているか否かの事後審査を求める必要がありますので、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたす予定です。

以上